

令和3年第6回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年6月21日 午前9時30分

閉会 令和3年6月21日 午後1時30分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
近藤 賢三			

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第23号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙2件
議案第24号	農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第25号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙8件
議案第26号	相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件	別紙1件
議案第27号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙2件
議案第28号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請における許可要件について	別紙1件
議案第29号	農業委員会の適正な事務実施の点検・評価について	別紙1件
報告第21号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙4件
報告第22号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙4件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和3年第6回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は7番委員と8番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第23号1番案件です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第23号1番案件について説明します。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲受理由は農業経営規模拡大のため、譲渡理由は高齢による農作業困難及び後継者がいないためです。

申請地は、沓掛町志水38番、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は、1,043㎡です。

申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、雑草が繁茂している状況でした。

譲受人の他の所有農地については、新田町城西、大久伝町西は田として管理されておりました。阿野町荻外山、阿野町上畑田は畑として管理されておりました。昨年度購入された、沓掛町荒畑については、購入後、圃場までの道を整備され、圃場についても開墾し、現在は「作付け準備中」との事ですが、適正に保全管理されておりました。

以上により、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で、説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 6月13日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同 じ く 地 区 担 当 委 員 の 1 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 1 番 委 員 4 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 同 じ く 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 1 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 最 1 番 委 員 4 番 委 員 、 1 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 他 の 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 異 議 な し の 声 あ り
- 議 長 そ れ で は 採 決 し ま す 。 議 案 第 23 号 1 番 案 件 に 賛 成 の 方 の 挙 手 を 求 め ま す 。
- 挙 手 多 数
- 議 長 議 案 第 23 号 1 番 案 件 は 可 決 と い た し ま す 。 引 き 続 き ま し て 、 議 案 第 23 号 2 番 案 件 を 上 程 し ま す 。 事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す 。
- 事 務 局 議 案 第 23 号 2 番 案 件 に つ い て 説 明 し ま す 。
- 讓 受 理 由 は 、 所 有 農 地 を 工 場 用 地 等 で 転 用 売 却 し 、 代 替 地 と し て 農 地 取 得 し た い た め 、 讓 渡 理 由 は 被 相 続 人 か ら 相 続 を 受 け た 、 相 続 税 の 支 払 い に 充 当 す る た め で す 。
- 申 請 地 は 、 豊 明 市 阿 野 町 長 根 72 番 6 、 登 記 地 目 は 田 、 現 況 地 目 は 畑 、 面 積 は 536㎡ で す 。
- 申 請 地 の 現 況 に つ い て は 、 6 月 7 日 に 現 地 確 認 を 行 っ た と こ ろ 、 果 樹 が 栽 培 さ れ て い る 状 況 で し た 。
- 讓 受 人 の 他 の 所 有 農 地 に つ い て は 、 栄 町 裏 畑 外 2 筆 は 、 畑 と し て 管 理 さ れ て い る 状 況 で し た 。 栄 町 神 田 外 3 筆 、 栄 町 小 松 林 外 3 筆 、 栄 町 舟 田 外 3 筆 、 栄 町 元 屋 敷 は 、 田 と し て 管 理 さ れ て い る 状 況 で し た 。 阿 野 町 小 島 は 、 米 の 生 産 調 整 の た め に 、 保 全 管 理 さ れ て い る 状 況 で し た 。
- 以 上 に よ り 、 営 農 計 画 書 の と お り 今 後 も 適 正 に 管 理 さ れ る こ と を 鑑 み て 、 申 請 に つ い て 事 務 局 と し て は 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 以 上 で 説 明 を 終 了 し ま す 。
- 議 長 事 務 局 よ り 説 明 が あ り ま し た が 、 地 区 担 当 委 員 の 9 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。

9番委員 6月12日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。すでに一部整備されており、境界が不明瞭な状態なので、境界をはっきりしてもらったうえで、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり、境界をはっきりしたうえで許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり、境界をはっきりしたうえで許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第23号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第23号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第24号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号1番案件について説明します。農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は自己用住宅になります。

申請者は、現在夫婦2人沓掛町上高根で借家にて生活していましたが、老後の生活を考え、次女宅隣の親より相続した土地に住居を構えることにより安心して生活ができるため、今回申請農地にて申請することに至りました。申請地は沓掛町寺内123番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は300㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.2kmに位置します。

次に農地区分について説明します。街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。

引き続きまして土地利用計画については、分筆を行い南東側道路に接道するよ

うにし、その奥に平屋の住宅の配置となります。土地造成は整地のみです。汚水等排水につきましては、合併浄化槽により処理し、敷地の北側及び西側に隣接する農地に流れ込まないように対処します。雨水は集水桝で集水して、北側用悪水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 6月13日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 農地利用最適化推進委員5番委員は欠席ですので、他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第24号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第24号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第24号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号2番案件について説明します。

転用目的は物干場になります。

申請者は、現在夫婦2人及び娘1人の計3名で平成元年に新築した沓掛町中川にて生活しています。その後、平成15年頃に物干し場の必要に迫られ増築しております。その際に、宅地の敷地を超えて畑の敷地にまたがって物干し屋根を建ててしまったとのことです。なお、本申請地はすでに物干し場として利用されておりますが、このことに対する始末書の添付はいただいております。申請地は沓掛町中川132番3登記地目は田、現況地目は畑、面積は22㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.2kmに位置します。

次に農地区分について説明します。住宅・店舗・事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

続きまして土地利用計画については、該当土地北西側奥に物干場の配置となります。

土地造成は行いません。汚水等排水につきましては、既設引込管を利用し申請地東側に隣接する下水道本管へ排水し農地へ流れ込まないように対処します。雨水は集水桝で集水して、既設宅内雨水管より東側水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 6月12日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第24号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第24号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号1番

案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は農業用倉庫で、所有権移転になります。

申請者は、沓掛町明和に農業用倉庫を持っていますが、大規模開発区域に含まれており収用・移転することになりました。今回所有者は高齢のうえ離農しているため売買に応じていただき申請に至りました。申請地は沓掛町陣田50番1、登記地目、現況地目はともに田、面積は431㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約2.7kmに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年5月24日に尾張農林水産事務所より農業振興地域整備計画変更の用途変更についてやむを得ないとの回答を得ています。

申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、田として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、南側に2階建ての農業用倉庫の配置となります。土地造成は道路高までの盛土です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後宅内最終枡へ集水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

なお、申請地の東側に残る農地についてですが、同じく申請者が3条で取得予定です。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 6月12日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 彼の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号2番案件について説明します。

転用目的は残土仮置場及び資機材置場で、20ヶ月間の使用貸借権設定になります。

申請者である法人は、残土の発生する工事現場からのアクセスに適しており、また、隣接する道路幅員も確保されているため、大型車両の出入りも可能であるとの理由により申請に至りました。申請地は栄町元屋敷47番7、49番です。登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,713㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターから南西に約0.3kmに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要であり、かつ、農業振興地域の達成に支障を及ぼす恐れのないものに該当します。

申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、田として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、該当土地西側より鉄板敷にて出入口とし、資材置場、残土仮置場(H=1.8m)の配置となります。土地造成は行いません。雨水は西側水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 6月12日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。転用区域近くの隅に石碑があるので、傷つけない様に注意して作業

してもらふこととし、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

事務局 石碑については、一時転用の区域に入ってはいませんが、注意して施工してもらふ様、施工者に指導します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号3番案件について説明します。

転用目的は駐車場、賃貸借権設定になります。

申請者である法人は豊明市内にてダイレクトメールの企画・制作・発送作業を中心に、物流管理発送代行やコンタクトセンターなど、様々な事業を行っております。従業員の駐車場や物流のための運搬用車両の駐車場が慢性的に不足しているため、今回所有者から承諾を得たことから申請に至りました。なお、本申請地はすでに駐車場として利用されておりますが、このことに対する始末書の添付はいただいております。

申請地は阿野町昭和6番2、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は499㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所より南西約1.5kmに位置します。

次に農地区分について説明します。街区に占める割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、既に駐車場として使用されている状態でした。

続きまして土地利用計画については、分筆を行い、北側道路より出入し、駐車場として利用します。土地造成は整地のみで、排水は雨水のみで南側の所有者を同じくする隣地の南西側の雨水桝に集水し、水路へ放流します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 6月13日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。現地はすでに駐車場として使用されており、始末書は提出されているものの今後厳しく対処する等意見を添えたうえで、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 農地利用最適化推進委員5番委員は欠席ですので、他の委員の意見を求めます。

3番委員 その近辺駐車場が増えたような気がしますが、無断転用でないか一度調査願いたい。

事務局 調査し、無断転用であれば地主に指導します。

議長 他に意見はありませんか。

7番委員 パトロールを強化しては。例えば、環境パトロール等結構な頻度でみかけるのでお願いしては。

事務局 環境パトロールは環境課の環境監視員であり、目的をもって任用し、パトロールしているので難しいと思われまます。事務局もパトロールを強化しますが、限度があるので、委員の皆さんにも情報提供等協力願います。

議 長 他に意見はありませんか。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号4番案件ですが、関連がございますので5番案件と一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号4番、5番案件について説明します。

転用目的は駐車場です。4番案件は所有権移転、5番案件は賃貸借権設定になります。

申請者である法人は名古屋市内にて自動車の車体製造を行っております。今や自動車産業は変革期を迎えており、多様なニーズに応えるための受注拡大に備え、本社工場の移転を行うこととなりました。新工場は申請地の南側を計画しており、所有者から承諾を得たことから今回の申請に至りました。

4番案件の申請地は阿野町三本木10番1、5番案件の申請地は阿野町三本木11番1、12番1、12番2の3筆、登記地目はすべて田、現況地目はすべて雑種地、面積は合計1,576㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、名鉄豊明駅から北に約200mに位置します。

次に農地区分について説明します。駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、南側に出入口を設け、従業員用、商用車用、来客用の駐車場合計53台の配置となります。敷地は適切な勾配にて整地します。排水は雨水のみで南側の市道側溝へ排水するため、隣接地への雨水流出はありません。また、全面に砕石舗装を行い締め固めるため、土砂等の流出はありません。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 6月13日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 農地利用最適化推進委員5番委員は欠席ですので、他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号6番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号6番案件について説明します。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権設定になります。

申請者は、現在夫婦2人にて賃貸住宅で生活しておりますが、子供が生まれた時のことを考えると、今の住まいでは将来的に手狭に感じるが増えていくため、新たな住まいを決めるにあたり土地を探しておりました。今回所有者である父から承諾を得たことから申請に至りました。

申請地は沓掛町中川132番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は499㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約2kmに位置します。

次に農地区分について説明します。住宅・店舗・事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地であることか

ら、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、分筆を行い西側道路に接道するように車路を設け、その奥に2階建ての住宅の配置となります。土地造成は整地のみです。汚水等排水につきましては、既設引込管を利用し申請地東側に隣接する下水道本管へ排水し農地へ流れ込まないように対処します。雨水は集水桝で集水して、既設宅内雨水管より東側水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 6月12日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号6番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号6番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号7番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第25号7番案件について説明します。

転用目的は駐車場及び資材置場で、所有権移転になります。

申請者である法人は豊明市内にてマンション及び工場等で使われている、防火・防音用のスチール製ドア等の製造販売を行っております。近年仕事量も増え、また、衣装パネルを製造できる機械を購入することにより、他分野への進出を図る為、従業員を増強することを考えています。現在の敷地内ではトラックや従業員の駐車場を確保するのは困難であり、所有者から承諾を得たことから今回の申請に至りました。

申請地は栄町梶田76番1、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は407㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターから北に約50mに位置します。

次に農地区分について説明します。インターチェンジから300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。申請地の現況については、6月7日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、南側に出入口を設け、西側に資材置場、敷地奥に従業員用駐車場6台、手前奥にトラック用駐車場2台。合計8台の配置となります。敷地は適切な勾配にて整地します。排水は雨水のみで南側の市道側溝及び敷地内に設置する浸透柵にて排水するため、隣接地への雨水流出はありません。また、全面に砕石舗装を行い締め固めるため、土砂等の流出はありません。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員

6月12日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。我々が現地確認したときは、草が背丈位まで伸びている様な状況でした。また、工事前に周りの家に説明した上で工事願いたい。それらを踏まえたと上で、事務局の説明のとおり許可相当と判断します

議長

同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員

草が伸びてきているので、畑として管理していただいた上で、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同様に農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます
- 異議なしの声あり
- 議 長 雑種地でなく畑として保全管理されているということで、ご判断いただきたい。
- 議 長 それでは採決します。議案第25号7番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第25号7番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号8番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第25号8番案件について説明します。
転用目的は車両待機所、所有権移転になります。
申請者である法人は、刈谷市で不動産所有及び建築用材料の販売を行っております。阿野町長根及び昭和にて物流倉庫及び資材置場を所有しておりますが、利用するのにあたり自社大型車の待機場所が必要となり、今回所有者から承諾を得たことから申請に至りました。なお、本申請地はすでに通路として利用されておりますが、このことに対する始末書の添付がなかったため、6月18日に提出いただきました。
申請地は阿野町長根72番1の1筆、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は341㎡です。
申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から南西に約1.5kmに位置します。
次に農地区分について説明します。市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未滿の農地であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。
申請地の現況については、6月9日に現地確認を行ったところ、既に車両待機所として利用されている状態でした。
続きまして土地利用計画については、土地造成は整地のみで切土・盛土は行いません。排水は雨水のみで残る農地との境界に素掘側溝を設け、真ん中が一番高いので左右に素掘り側溝より流れるようにします。以上の理由から周

辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 6月13日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。双方の境界をはっきりさせたうえで、事務局の説明のとおり許可相当と判断します

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 農地利用最適化推進委員5番委員は欠席ですので、他の委員の意見を求めます。

3番委員 通路になるのか、駐車場になるのか解りにくい。近くに横断歩道があり、人も通るので危険の無いようにしてほしい。

事務局 車両の待機所となります。横断歩道については、警察との協議の上、標識の移設などを行います。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号8番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号8番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第26号を上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。

(委員退室)

それでは、議案第26号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第26号について説明します。相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。

20年間農地として適正に行なわれてきたかの最終確認となります。

対象地は沓掛町徳田池下45番、46番、沓掛町坊主山39番48、72番1、182番1、183番1、184番3、185番3、186番1、沓掛町徳田36番1、41番の合計11筆、登記地目、現況地目は田、畑、面積は合計8,330.23㎡です。

申請地の現況については、6月2日に現地確認を行ったところ、沓掛町徳田池下45番、46番、沓掛町坊主山182番1、183番1、184番3、185番3、は水稲作付けされておりました。沓掛町坊主山39番48、72番1、186番1は果樹が作付けされており、徳田41番は畑として管理されておりました。沓掛町徳田36番1は保全管理状態でした。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 6月15日に10番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

10番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 農地利用最適化推進委員3番委員は申請者ですので、他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議長 議案第26号は可決といたします。利害関係者である委員の入室を求めます。

(委員入室)

引き続きまして、議案第27号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号2番案件につきましては、別の課の申請の調整が間に合いませんでしたので取下げとさせていただきます。

事務局 議案第27号について説明します。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件です。

それでは議案第27号1番案件について説明します。

変更目的は従業員用駐車場です。

申出者である法人は、申出地東側にて総合大学病院を運営しているが、現在の職員数は約6,700人おり、駐車場を約1,400台分確保しているものの慢性的な駐車不足が生じています。今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は間米町峠下1318番外3筆、登記地目はすべて田、現況地目は田、畑、面積は合計4,659㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。

それでは農振農用地の除外5要件について説明します。

第1号要件です。申出者の既存施設内において新たな駐車場面積を確保することが困難であること、申出者の1日あたりの必要駐車台数を満たす駐車面積ではなく日々慢性的な渋滞が発生していることから、不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむねね10ha未満の農地であり、第2種農地に該当し、他に代替可能な用地の確保が困難であることから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の利用状況及び事業計画書から、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。申出地の除外後に残る西側及び南側の農用地の連続性は確保されることから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。

第5号要件です。土地改良事業が終了したのが平成19年で8年経過しているので問題ありません。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

以上で説明を終了します。

- 議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第27号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第27号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第28号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第28号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請における許可要件についてです。
農地法第3条許可の譲受人要件の1つに「農業経営に供すべき農地等の全てを効率的に耕作しなければならない。」とされています。
そのため、本市で譲受人の所有農地に利用権設定がなされている場合、合意解約したうえで、全て自作地としてから3条申請を受理しています。
しかしながら、この1～2年の間で大型転用及び工業団地等の「代替地取得」のため、3条申請を行うケースが急増しています。
この「代替地取得」の場合に限っては、地主の都合だけでの3条申請ではないので、次回7月農業委員会総会案件から、担い手(認定農業者及び新規認定就農者)との利用権設定を合意解約せずに3条申請を認めてよろしいか。
ただし、「世帯内贈与」及び「通常の規模拡大」のための3条申請については、今までどおり所有農地の全てを自作農地にしたうえで3条申請とします。
以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。
- 4番委員 事務局は、担い手(認定農業者及び新規認定就農者)に限るということでのいいのか。
- 事務局 担い手(認定農業者及び新規認定就農者)に限定するのかの判断に迷っているのですが、委員の方々の意見をふまえて基準については修正したい。ただし、代替地取得に限る考えは変えません。
- 議 長 担い手に絞るのか、一般の農家の方でもいいのか、委員の方の意見を求めます。
- 3番委員 私としては、今までのやり方で良いと思います。

議 長 正午になりましたので休憩し、午後1時より再開します。
(昼休憩後、午後1:00より再開)

議 長 全員お揃いのようなので再開します。議案第28号について他に意見はありますか。

議 長 他に意見がございませんようですので、採決します。採決の方法としまして、今まで通りとするのか、代替地取得に限り、利用権設定を合意解約せず農地法第3条申請が出来るようにするのかを決めた後、担い手についての採決を行います。

議 長 それでは、採決します。代替地取得に限り、利用権設定を合意解約せず農地法第3条申請を認めることに賛成の方挙手をお願いします。

賛成多数

議 長 賛成多数と言う事で、代替地取得に限り、利用券設定を合意解約せず農地法第3条申請を認めることとします。引き続きまして、担い手(認定農業者及び新規認定就農者)に限るのか、担い手以外の方も認めるのか、採決します。

議 長 それでは、採決します。担い手(認定農業者及び新規認定就農者)に限り認める方は挙手をお願いします。

賛成少数

議 長 担い手以外の方も認めるという方は挙手願います。

賛成多数

議 長 担い手以外の方も認めることとします。引き続きまして、議案第29号を上程します。

事務局 議案第29号について説明します。農業委員会の適正な事務実施の点検・評価についてです。

農業委員会等に関する法律第37条に、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況において、インターネット利用その他適切な方法により公表しなければならない。」とあります。

農業委員会の「目標」「点検・評価」「活動計画」については、農業委員会法により毎年実施することとされており、様式も定められています。

豊明市農業委員会における、
「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
について、別添(案)のとおり作成いたしましたので、内容のご確認をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第29号は可決いたします。引き続きまして、報告第21号、第22号について報告願います。

事務局 報告第21号、第22号について説明

議 長 以上のとおり、報告第21号、第22号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午後1時30分）。